

三会労働問題研修会のご案内  
～使用者側弁護士業務のポイントを語る～

使用者側弁護士の業務を行うためには、労働分野を中心とした法律・判例に関する知識を習得していることは当然必要になりますが、それだけでは十分といえません。企業からの質問に対し、何をどのような段取りで行えばいいのかといった具体的なアドバイスをする能力も要求されます。それができるかどうかは、労働訴訟・労働審判・団体交渉などの事件処理の質にも影響を与えることになります。

今回は、第一東京弁護士会の藤田進太郎弁護士に、使用者側弁護士が普段どのような仕事を行っているのか、どうすればそれができるようになるかなどについて、藤田弁護士の見解をお話しいたします。

日 時 2023年1月18日(水) 午後6時00分～午後8時00分  
場 所 Zoomウェビナーによるオンライン開催  
講 師 藤田 進太郎 弁護士(第一東京弁護士会)  
対 象 弁護士のみ  
主 催 東京法律相談連絡協議会  
参加費 無料  
申込方法 下記URL又はQRコードの申込フォームから、お申し込みください。  
(申込期限: 2023年1月16日(月))

【申込フォーム】※本フォームは一弁会員のみ利用できます

フォーム掲載場所: 第一東京弁護士会会員用サイト>研修情報  
URL: <https://www.ichiben.or.jp/member/training/index.html>



2023年1月16日(月)までに入力いただいたメールアドレスへZoomのURLをご案内いたします。録画・録音は禁止します。

担当委員会 東京法律相談連絡協議会 労働問題プロジェクトチーム  
問い合わせ先 第一東京弁護士会法律相談課 TEL: 03-3595-8575